

事業所税の申告書が 改正されました。



1 改正概要

◎マイナンバー制度導入に伴い、申告書に「個人番号又は法人番号」欄が追加されました。

◎税額の端数計算の方法が変更になりました。
(詳細は裏面記載例のとおり)

2 適用時期

◇法人の場合：平成28年1月1日以後に開始する事業年度の申告書から

- ・・・例えば、4月1日から翌3月31日までの事業年度の場合には、「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度」に係る申告書(⇒申告(納付)期限：平成29年5月31日)から改正後の様式が適用になります。

◇個人の場合：平成28年分の課税期間の申告書から

- ・・・年の中途に事業を廃止した場合等を除き、申告(納付)期限が平成29年3月15日の申告書から改正後の様式が適用になります。

【 記 載 例 】

第 44 号様式

改正前

資産割額で100円未満を端数切捨て

従業者割額で100円未満を端数切捨て

課税標準となる床面積合計 ⑨	1,003.99 ^{m²}	課税標準となる従業者給与総額 ⑮	159,111,000
資産割額 (⑨ × 600円) ⑩	602,300	従業者割額 (⑮ × 0.25 / 100) ⑯	397,700
既に納付の確定した資産割額 ⑪		既に納付の確定した従業者割額 ⑰	0
この申告により納付すべき資産割額 (⑩ - ⑪) ⑫	602,300	この申告により納付すべき従業者割額 (⑯ - ⑰) ⑱	397,700
		この申告により納付すべき事業所税額 (⑫ + ⑱) ⑳	1,000,000

改正後

※平成28年1月1日以後に開始する算定期間に関する申告から

資産割額と従業者割額の合計後に100円未満を端数切捨て

課税標準となる床面積合計 ⑨	1,003.99 ^{m²}	課税標準となる従業者給与総額 ⑮	159,111,000
資産割額 (⑨ × 600円) ⑩	602,394	従業者割額 (⑮ × 0.25 / 100) ⑯	397,777
既に納付の確定した資産割額 ⑪		既に納付の確定した従業者割額 ⑰	0
		資産割額と従業者割額の合計額 (⑩ + ⑯) ⑱	1,000,171
		既に納付の確定した事業所税額 (⑪ + ⑰) ⑲	0
		この申告により納付すべき事業所税額 (⑱ - ⑲) ⑳	1,000,100

なお、申告書の記載にあたっては、「事業所税の申告書等記載要領」をご確認ください。

従来より、納付税額が100円増えるケースがあります。

お問合せ先

■ 個別の申告についてのご相談は、各所管都税事務所の事業所税担当までお願いします。

所管都税事務所	主たる事業所等の所在区
千代田 (☎ 03-3252-7141)	千代田・文京・北・荒川・足立
中央 (☎ 03-3553-2151)	中央・台東・墨田・江東・葛飾・江戸川
港 (☎ 03-5549-3800)	港・品川・大田
新宿 (☎ 03-3369-7151)	新宿・目黒・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬

■ このチラシに関する問い合わせは、主税局課税部までお願いします。

主税局課税部法人課税指導課 事業所税担当 TEL (03) 5388-2959 (ダイヤル)

主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>